

若年デジタル人材Aターン事業企画提案競技審査要領

(目的)

第1条 この要領は、大学生等向け次世代デジタル人材育成事業の受託候補者を選定するための審査会（以下、「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 産業政策課デジタルイノベーション戦略室長
- (2) 産業政策課デジタルイノベーション戦略室デジタルイノベーション戦略チームチームリーダー
- (3) 産業政策課デジタルイノベーション戦略室長が指名した者

2 審査会の審査委員長は、産業政策課デジタルイノベーション戦略室長が務める。

3 委員の任期は、本業務に係る委託契約が締結されるまでとする。

(審査会の開催)

第3条 審査会は、審査委員長が必要と認めたとき開催する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

3 審査会は、非公開とする。

4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。

(審査方法)

第4条 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき行う。

2 各審査委員は、第5条「審査項目、審査基準及び配点」に基づき、評価を行い、評価表を作成する。

3 各審査員の評価点を集計した総得点数により順位付けし、基準点に達した者のうち、最高得点者を受託候補者とする。なお、基準点は総得点満点の6割とする。

4 全体の総得点数を比較した結果、その差が僅差（5点以内）の場合は、総合評価などを勘案し、審査員の合議により受託候補者を決定する。

(審査項目、審査基準及び配点)

第5条 審査項目、審査基準及び配点は次の通りとする。

- 1 事業目的の理解 (10点)
- 2 企画及び構成 (50点)
- 3 実施体制 (20点)
- 4 費用対効果 (10点)
- 5 女性の活躍推進 (5点) ※別紙 配点表1 (女性の活躍推進) を参照
- 6 賃金水準の向上 (5点) ※別紙 配点表2 (賃金水準の向上) を参照

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、秋田県産業政策課デジタルイノベーション戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

別紙 女性の活躍推進、賃金水準の向上に係る配点表

○配点表 1（女性の活躍推進）

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5
		次世代法 ※2	0.25	
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
都道府県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

○配点表 2（賃金水準の向上）

「賃金水準の向上」の加点措置の評価は、給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率（百分率の小数点以下第3位を四捨五入）に準じて加算する。

評価項目	対前年増加率	配点
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率※3	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

※ 3

区分	提出書類	
	税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
役員及び従業員が対象	<p>給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表</p> <p>※「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。</p>	<p>税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類</p> <p>※秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。</p>
役員を除く従業員が対象	<p>税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類</p> <p>※「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。</p>	<p>税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類</p> <p>※秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。</p>